

# 岐阜県公報

号外(八) 平成二十八年十二月二十八日

## 目次

### 人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	九
岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一〇

## 人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十二号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁次長の欄中「全国レクリエーション大会推進事務局長」を削り、同項本庁課長の欄中「全国レクリエーション大会推進事務局次長」及び「連携調整監」を削る。

「連携調整監」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十三号

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則

給与の支払監理等に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「介護休暇」の下に、「介護時間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十四号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の三第二項第四号中「組合休暇」を「介護時間（第七号に該当する場合を除く。）の承認並びに組合休暇の許可」に改め、同項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 条例第四十七条第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第六十九条の六第一項第二号中「に係る職員」を「をした職員」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「前二号」を「第一号、第二号又は前号」に改め、同号を同項第

五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 当該請求に係る育児休業法第二十条第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつたこと。

第六十九条の七第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、「この条、第六十九条の十一及び第六十九条の十四において」を削り、「に係る」を「をした」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例第三十七条の二第二項の其他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

3 条例第三十七条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

第六十九条の十第一項第二号及び第三号中「に係る職員」を「をした職員」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつたこと。

第六十九条の十第一項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第三十条七条の三第一項に規定する職員に該当しなくなつたこと。

第六十九条の十一中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「に係る」を「をした」に改める。

第六十九条の十二第一項中「第三十七条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第六十九条の十二第二項中「第三十七条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「それぞれ同条第二項」に、「どこかについて」を「どこか又は公務の正常な運営を妨げるかどうかについて」に改め、同条第五項中「第三十七条の三第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第六十九条の十三第一項中「第三十七条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第二号及び第三号中「に係る職員」を「をした職員」に改め、同項に次の二号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第三十七条の三第二項に規定する職員に該当しなくなったこと。

第六十九条の十三第二項中「第三十七条の三第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第二号中「子が」の下に「、条例第三十七条の三第二項の規定による請求にあつては」を、「始期に」の下に「、同条第三項の規定による請求にあつては三歳に」を加える。

第六十九条の十四中「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、「に係る」を「をした」に改める。

第六十九条の十五を削り、第六十九条の十六を第六十九条の十五とする。

第七十五条第一項第十六号中「達しない子」の下に「（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を「親」の下に「（当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親

となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限り。）を含む。」を加え、同項第二十四号中「条例第四十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）を「要介護者」に改める。

第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条を次のように改める。

第七十六条 条例第四十五条第一項の職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を別記第四号様式の六による介護休暇承認申請書に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合は、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記第四号様式の六による介護休暇承認申請書に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合は、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第七十九条第一項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（この条において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第七十九条第一項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、層に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第七十六条の次に次の二条を加える。

第七十六条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第七十六条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第七十九条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「条例第四十五条第一項」の下に「又は第四十五条の二第二項」を加える。

第八十一条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、「別記第七号様式」を「別記第四号様式の六」に改め、「介護休暇承認申請書」の下に「又は別記第七号様式による介護時間承認申請書」を加え、同条第二項中「場合において、条例第四十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合）の他人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間」を加え、同条第三項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加える。

別表第一の三知事の部本庁の項中「全国レクリエーション大会推進事務局長」、  
「全国レクリエーション大会推進事務局長次長」及び「連携調整部、地域連携部」を削る。  
別記第四号様式の四中「（要介護者の統括）」を「統括」

統括： 「子の生年月日」欄及び「養子縁  
おいて記入する。なお、請求に係る  
出生予定日を記入し、 出生予定日

「統括等」  
第1項第4号  
実）を記入す  
「子の生年  
において記入  
欄に出生予定

組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合に  
子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に  
にシ印を記入する。

欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との統括等（請求に係る子が第69条の6  
に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事  
る。  
月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合  
する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」  
日を記入し、 出生予定日にシ印を記入する。

「 職員の子でなくなった  
（ 離縁 養子縁組の取消し ）  
児童福祉法第27条第1項第2号に該当しなくなった  
子と同居しなくなった  
」

「 職員の子でなくなった  
（ 離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了  
児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の廃除 ）  
子と同居しなくなった  
条例第37条の2第1項に該当しなくなった  
条例第37条の3第1項に該当しなくなった  
条例第37条の3第1項に該当しなくなった  
様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式の6 (第76条、第81条関係)

介 護 休 暇 承 認 申 請 書

(表面)

任 命 権 者  
様

勤務公署名	
職名	氏名

下記のとおり介護休暇を申請します。

1 ※要介護者に関する事項

氏 名	
続 柄	
同 ・ 別 居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となつた時期	年 月 日

2 ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容

--

3 請求期間等

※ 請 求 の 期 間				※請求	※	承認の	決 裁		出勤簿	備 考
年 月 日	時 間	日・時間数	年 月 日	本人印	可 否	所属長		整 理		
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(裏面)

※ 請 求 の 期 間				※ 請 求	※	承 認 の	決 裁		出 勤 簿	備 考
年 月 日	時 間	日・時間数	年 月 日	本人印	可 否	所 属 長		整 理		
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分	日 時	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承 認 <input type="checkbox"/> 不承認				

4 取消し等の期間

※ 休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間			※	決 裁		出 勤 簿	備 考
年 月 日	時 間	日・時間数	本人印	所 属 長		整 理	
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					
年 月 日から 年 月 日まで	時 分～時 分	日 時					

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

第7号様式 (第81条関係)

介 護 時 間 承 認 申 請 書

別記第七号様式を次のように改める。  
(表面)

任 命 権 者 様

勤務公署名	
職名	氏名

下記のとおり介護時間を申請します。

1 ※要介護者に関する事項

氏 名	
続 柄	
同 居 別 居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
介護が必要となつた時期	年 月 日

2 ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容

3 請求期間等

(連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日)

※ 請 求 の 期 間			※請求	※承認	決 裁		出勤簿	備 考
年 月 日	時 間	日・時間数	年 月 日	本人印	可 否	所 属 長	整 理	
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分						
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分						
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分						
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分						
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～時 分						

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(裏面)

※ 請 求 の 期 間				※請 求	※	承認の	決 裁		出勤簿	備 考
年 月 日	時 間	日・時間数	年 月 日	本人印	可 否	所属長		整 理		
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～ 時 分	時			<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～ 時 分	時			<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～ 時 分	時			<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	時 分～ 時 分	時			<input type="checkbox"/> 不承認				

4 取消し等の期間

※ 休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間				※	決 裁		出 勤 簿	備 考
年 月 日	時 間	日・時間数	本人印	所 属 長		整 理		
年 月 日から	時 分～ 時 分	日						
年 月 日まで	時 分～ 時 分	時						
年 月 日から	時 分～ 時 分	日						
年 月 日まで	時 分～ 時 分	時						
年 月 日から	時 分～ 時 分	日						
年 月 日まで	時 分～ 時 分	時						
年 月 日から	時 分～ 時 分	日						
年 月 日まで	時 分～ 時 分	時						
年 月 日から	時 分～ 時 分	日						
年 月 日まで	時 分～ 時 分	時						
年 月 日から	時 分～ 時 分	日						
年 月 日まで	時 分～ 時 分	時						

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(指定期間の指定)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岐阜県条例第五十七号。以下「平成二十八年改正条例」という。) 附則第四項の職員の申出は、改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第四十五条第一項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を介護休暇承認申請書に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の申出があった場合には、平成二十八年改正条例附則第四項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十八年改正条例附則第四項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇承認申請書に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は附則第二項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)(の全期間にわたり改正後の第七十九条第一項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、

当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

7 附則第二項の規定による指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中、「全国レクリエーション大会推進事務局長」、「全国レクリエーション大会推進事務局次長」及び「連携調整監、地域連携監」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十六号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中、「全国シニアセンター大会推進事務局次長」及び、「連携調整監、地域連携監」を削り、同項八級の欄中、「全国シニアセンター大会推進事務局次長」を削り、同表教育委員会の部事務局の項八級の欄中「又は義務教育総括監」を、「義務教育総括監又は参事」に改める。

別表第八中

派遣職員の派遣の期間

派遣職員の派遣の期間  
条例第41条に規定する

を

介護休暇の期間

に改め、

条例第41条に規定する介護休暇の期間

1/2以下

を削

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四十七号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第四条第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第三条の二の見出し中「第三条の二第三号ロ」を「第三条の三第三号ロ」に改め、同条中「第三条の二第三号ロ」を「第三条の三第三号ロ」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中「親である配偶者（）」を「親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（）」に改める。  
第四条中「第四条第四号及び第十号第五号」を「第四条第五号及び第十号第六号」に改める。  
別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

承 認 請 求 書  
育 児 休 業 期 間 延 長 承 認

年 月 日

任命権者 様	所 属			
	職名		氏名	㊟
下記のとおり育児休業（期間延長）の承認を請求します。				
請求に係る子				
氏 名				
続 柄 等				
生 年 月 日	年 月 日生			
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業		<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業		<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
請 求 期 間	年 月 日 から		年 月 日まで	
既に育児休業 をした期間	年 月 日 から		年 月 日まで	
	年 月 日 から		年 月 日まで	
配 偶 者	氏 名			
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考				
承 認 者 認 印		所属長認印	取扱者認印	出勤簿整理
年 月 日				

注1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

- 2 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第3条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出産後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第3条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「備考」欄には、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□にはレ印を記入すること。

平成二十八年十二月二十八日発行

発行者  
岐 阜 県

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集  
岐阜市三輪ぶらんとびあ十三 岐阜文芸社

「第4条第4号又は第10条第5号」や「第4条第5号又は第10条第6号」に於ける。

「育児休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した」その他（

「育児休業等に係る子と離縁した

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

その他（

）」

№。

「続柄」や「続柄等」に於ける「続柄及び生年月日」や「続柄等（当該子が地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合には、その事実。以下同じ。）及び生年月日」に「続柄及び生年月日」や「続柄等及び生年月日」に於ける。

「続柄」や「続柄等」に於ける「続柄及び生年月日」や「続柄等（当該子が地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるとされる者に該当する場合には、その事実）及び」に於ける。

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。